

指宿広城市町村圏組合職員等の旅費支給規則

(平成6年指宿広城市町村圏組合規則第23号)

改正 平成17年指宿広城市町村圏組合規則第5号

平成18年指宿広城市町村圏組合規則第1号

平成25年指宿広城市町村圏組合規則第2号

平成28年指宿広城市町村圏組合規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、指宿広城市町村圏組合職員等の旅費に関する条例（平成5年指宿広城市町村圏組合条例第22号）の規定に基づき、職員等の旅費の支給に關し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 職員等の旅費に関しては、指宿市職員等の旅費支給規則（平成18年指宿市規則第36号）を準用する。

(読み替規定)

第3条 前条の規定に基づき、指宿市職員等の旅費支給規則を準用する場合においては、同規則の規定中「市外旅行」とあるのは「指宿市外又は南九州市外の旅行」、「市内旅行」とあるのは「指宿市内又は南九州市内の旅行」、「市長」とあるのは「管理者」、「市」とあるのは「組合」と読み替えるものとする。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 指宿広城市町村圏組合職員等の旅費支給規則（昭和46年指宿広城市町村圏組合規則第6号）は、廃止する。

附 則（平成17年指宿広城市町村圏組合規則第5号）

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成18年指宿広城市町村圏組合規則第1号）

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成25年3月8日指宿広城市町村圏組合規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月30日指宿広城市町村圏組合規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。